

地震が起きても大丈夫？

令和6年能登半島地震では、
『昭和56年5月以前に着工』の木造住宅の多くが
倒壊などの大きな被害を受けました!!



補助制度の対象：木造の“戸建て住宅”“アパート”

耐震アドバイザー

建築士が訪問し、簡易診断や相談対応

自己負担なし

条件 平成12年5月以前に着工

申込先 (一社)大分県建築士事務所協会
☎ 097-537-7600

耐震診断

耐震診断士が耐震性を調査

自己負担 5,500円※

※家の形状が複雑、築年数が極端に古いなどで、
別途費用がかかる場合あり

条件 昭和56年5月以前に着工

申込先 市町村担当課(裏面をご覧ください)

耐震改修工事

令和7年度
大幅拡充!!

工事により耐震性を確保
補強設計費や工事管理費も対象

条件

昭和56年5月以前に着工

申込先

市町村担当課(裏面をご覧ください)

150万円まで
自己負担なし

○耐震改修工事について

●改修の方法は以下の3種類から選べます。

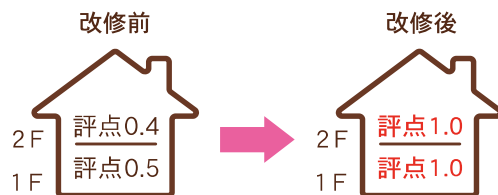
※市町村によっては取扱っていないメニューもあります。詳しくは下の各市町村窓口をご確認ください。(県HP)



①全体耐震改修

住宅全体の評点(地震に対する強さを表すもの)を1.0以上とする工事を対象とします。

→補助額は最高で**150万円(定額)**



②段階的耐震改修

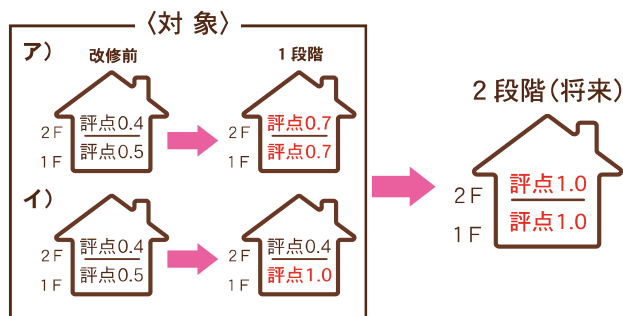
将来、住宅全体の評点を1.0以上とすることを前提に、

ア)住宅全体の評点を0.7以上とする工事

もしくは

イ)2階建て住宅の1階部分の評点を1.0以上とする工事を対象とします。

→補助額は最高で**60万円(補助率2/3)**

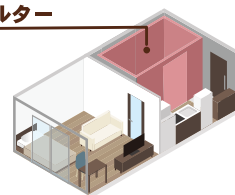


③耐震シェルター改修

住宅の1階部分の評点が0.7未満の建物について、1階の居住室内部に頑丈な箱のようなもの(シェルター)を設置し、建物が倒壊しても安全な空間を確保する工事が対象です。

→補助額は最高で**30万円(補助率2/3)**

耐震シェルター



○各市町村の窓口はこちら (令和7年4月1日~)

市町村名	担当課名	電話番号	建 物		メニュー		
			木造戸建て住宅	木造アパート	全体改修 上限150万円	段階的改修 上限60万円	シェルター 上限30万円
大分市	住宅課	097-585-6012	○	○	○	○	○
別府市	都市計画課	0977-21-1487	○	○	○	○	○
中津市	建築指導課	0979-62-9029	○	○	○	○	○
日田市	建築住宅課	0973-22-8226	○	○	○	○	○
佐伯市	建築住宅課	0972-22-3574	○	○	○	○	○
宇佐市	建築住宅課	0978-27-8182	○	○	○	○	○
臼杵市	都市デザイン課	0972-72-1061	○	○	○	○	○
津久見市	まちづくり課	0972-82-4111(内線370)	○	○	○	○	○
竹田市	建設課	0974-63-4848	○	○	○	○	○
豊後高田市	都市建築課	0978-25-6274	○	○	○	○	○
杵築市	建設課	0978-62-1811	○	○	○	○	○
豊後大野市	建設課	0974-22-1140	○	○	○	○	○
由布市	建設課	097-582-1273	○	○	○	○	○
国東市	危機管理室	0978-72-5160	○	○	○	○	○
姫島村	建設課	0978-87-2283	○	○	○	○	○
日出町	都市建設課	0977-73-3172	○	○	○	○	○
九重町	建設課	0973-76-3811	○	○	○	○	○
玖珠町	建設水道課	0973-72-7163	○	○	○	○	○

Q 補助を申し込みたいが、耐震診断・耐震改修は、どこの会社に頼めばいいの？

「まもりたいおおいた住まい守り隊」の名簿を参考にしてください。
市町村の窓口や大分県のホームページで閲覧できます。

大分県 おおいた住まい守り隊 **検索**

※大分県内で耐震診断・耐震改修について良心的な業務を行うことを誓約した会社を「おおいた住まい守り隊」として公開しています。

